# 令和８年９月農業委員会定例会議事録

| | |
|---|---|
| 日時 | 令和８年９月１８日（金）午後１時５０分～午後２時２６分 |
| 場所 | さぬき市役所３階３０１・３０２ |
| | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第１ | 諸報告 |
| 日程第２ | 農地法第３条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１～２号） |
| 日程第３ | 非農地証明願いについて　（会長提出議案第３～１０号） |
| 日程第４ | 農地法第４条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１１号） |
| 日程第５ | 農地法第５条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１２号） |
| 日程第６ | 農用地利用集積計画の審議について　（会長提出議案第１３号） |
| 日程第７ | 農業経営改善計画の審査について　（会長提出議案第１４号） |
| 日程第８ | その他 |
| 出席委員 | 1 永滝雅敏　2 風呂隆文　3 上野壽雄　4 松岡浩二　5 眞田幸隆<br>6 林　文夫　7 三宅英樹　8 田村　勲　9 藤井　修　10 白川良一<br>11 樫村浩二　12 十川隆行　13 寒川孝志　14 菰下義浩　15 石川裕士<br>16 細川和美　17 岩澤佳宣(会長職務代理者)　18 芳竹和政（会長） |
| 欠席委員 | － |
| 事務局 | 蓮井敏彦事務局長　堀口美穂副主幹　久森健司副主幹　山本泰平主査 |
| 農林水産課 | 鎌野勝信課長補佐 |
| 農地機構 | 猪熊正農地集積専門員 |
| 傍聴者 | なし |

| | |
|---|---|
| 議長（会長） | それでは、会に入らせていただきます。<br>なお、本日提案致します案件については事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願い致します。<br>さて、本日の出席は１８名中１８名全員の出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、全員の出席ですので成立することを宣言致します。<br>では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、５番　眞田委員さん、６番　林委員さんにお願い致します。<br>では、本日の日程にそって進めさせていただきます。<br>日程第１　諸報告。事務局より報告をお願い致します。 |
| 事務局 | 別紙Ａ４の資料１ページの農地法第１８条第６項に基づく通知についてをご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、５件受理しています。<br>報告第１号、第２号は農地機構を介した合意解約になります。報告第１号、貸人、●●●●●、●●●●様、報告第２号、借人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●です。<br>報告第３号、第４号は農地機構を介した合意解約になります。報告第３号、貸人、●●●●●●、●●●●様、報告第４号、借人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番他２筆です。<br>報告第５号、貸人、●●●●●、●●●様、借人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他５筆です。解約理由は貸人の都合です。<br>以上となります。 |
| 議長（会長） | 事務局の報告が終了致しました。<br>日程第２　農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号から第２号を議題とし、一括上程致します。<br>それでは、事務局の説明をお願い致します。 |
| 事務局 | 今月の３条の案件は２件ございまして、面積は７１０㎡、２筆です。<br>それでは、個別の案件についてご説明します。議案書１ページを開いてください。<br>会長提出議案第１号、譲渡人、●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田、地積は５９１㎡です。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は１，４０３㎡、受人従事数は１人です。資料は１ページになります。<br>●●●●●●●●から南西へ約２００ｍに位置しています。申請地の耕作計画として水稲を予定しています。 |

| | |
|---|---|
| | 会長提出議案第２号、譲渡人、●●●、●●●様、譲受人、●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は１１９㎡です。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は６，２９０㎡、受人従事数は３人です。資料は２ページになります。<br>●●●●●●●から北東へ約４００ｍに位置しています。申請地の耕作計画として水稲を予定しています。<br>以上となります。 |
| 議長（会長） | 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。<br>●●地区代表委員からお願いします。 |
| 細川和美委員 | それでは、議案第１号からですけども、譲受人の●●さんはすぐそばの農地でされており、今もう現状、●●さんが米を作られておりますので、問題ありません。どうぞよろしくお願いします。<br>続いて議案第２号ですけども、譲受人の●●さんの農地は、すぐ今回の案件の北側にも農地があります。進入口にもなりますので、良いかなと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | 地区代表委員の報告が終わりました。議案第１号から第２号につきまして質疑等ありましたら発言を認めます。 |
| 全委員 | 「質疑なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | ないようですので、それでは、議案第１号から第２号につきましてお諮りします。議案第１号から第２号について異議ありませんか。 |
| 全委員 | 「異議なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | それでは、議案第１号から第２号を原案のとおり認めることと致します。<br>続きまして、日程第３　非農地証明願いについて、会長提出議案第３号から第１０号までを議題とし、一括上程致します。<br>それでは、事務局、説明をお願い致します。 |
| 事務局 | それでは、会長提出議案第３号から第１０号の非農地証明願いについて説明します。<br>今回の非農地証明案件は８件です。対象農地は１０筆で、合計面積は２，４９６㎡です。<br>それでは、個別案件についてご説明させていただきます。<br>会長提出議案第３号、申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●● |

●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、雑種地で、地積は１０４㎡です。申請理由は、令和７年度より自宅周辺農地を取得し管理している。このたび農機具等を保管する農業用倉庫及び駐車場が必要となり、農業用倉庫及び駐車場を建てたためです。資料は３ページから４ページをご覧ください。●●●●●から北西へ約６００ｍに位置しております。

会長提出議案第４号、申請人、●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●●です。台帳地目畑、現況地目、宅地、地積は１０４㎡です。申請理由は、平成８年頃に本申請地の南側に農業用倉庫を建てた後、もみすりによる粉塵が北側の農地に飛び散ることがあったことから、狭小農地で耕作不便の本申請地にコンクリートブロック等を設置することで被害防除をするようになったためです。資料は５ページから６ページをご覧ください。●●●●●●●から南西へ約４００ｍに位置しております。

会長提出議案第５号、申請人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目、原野、地積は４１４㎡です。申請理由は、平成２８年頃から、自宅から距離があり所有者自身も仕事の関係など耕作することが難しくなり、原野化したためです。資料は７ページから８ページをご覧ください。●●●●●●●から南東へ約７００ｍに位置しております。

会長提出議案第６号、申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●他１筆です。台帳地目田、現況地目、原野、地積は１，２９０㎡です。申請理由は、令和６年頃、所有者の病気が悪化したことにより耕作できなくなり、原野化したためです。資料は９ページから１０ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●から南東へ約３．５㎞に位置しております。

会長提出議案第７号、申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●他１筆です。台帳地目田、現況地目、山林、地積は４１４㎡です。申請理由は、令和６年に取得したが、認識していた以上に周囲の山林と一体化しており、予定していた作物の栽培には適さず、土壌の改良も困難であるためです。資料は１１ページから１４ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●●から南東へ約３．５㎞に位置しております。

会長提出議案第８号、申請人、●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、雑種地、地積は３１㎡です。申請理由は、昭和５９年頃、農作業用の車両が通行しやすいように道を拡幅し、耕作道として使用しているためです。資料は１５ページから１６ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●から南西へ約７００ｍに位置しています。

会長提出議案第９号、申請人、●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、宅地、地積は１９㎡です。昭和５２年頃から、狭小農地で耕作不便であったことから北側の勝手口の通路として使用しているためです。資料は１７ページから１８ページをご覧ください。●●●●●●●●●●●●から南西へ約５００ｍに位置し

ております。
　会長提出議案第１０号、申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目、宅地、地積は１２０㎡です。平成９年頃、農業用機械器具置場として申請地に農業用倉庫を建築したためです。資料は１９ページから２０ページをご覧ください。●●●●●●から東へ約４００ｍに位置しております。
　以上となります。

議長（会長）　事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
　●●地区代表委員からお願いします。

風呂隆文委員　議案第３号ですけども、９月１４日に農業委員・推進委員さんと確認をしてまいりました。現在もう倉庫が建っているという状況で、何台もトラクターを止めていましたので問題ないかと思われます。
　以上です。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

眞田幸隆委員　議案第４号ですが、９月１５日に現地のほうを確認してまいりました。６ページの写真を見ていただければ分かるとおり、幅員が１ｍ程度で、一部にはコンテナが置かれておりまして、止むを得ないと思います。
　あと、議案第５号ですが、この農地につきましては農地の一部に木の繁茂がございまして、それから、この隣に隣接する農地も昨年、赤判定ということで確認しておりますので、今回、非農地に認めることと致します。
　以上です。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

樫村浩二委員　議案第６号でございますが、９月１７日に推進委員さん含めて７名で確認に行きました。申請理由であるとおり原野化されておりまして、周りはもう山、山、山ですので、耕作できないというのも仕方ないだろうということになりました。問題ないと思います。
　続きまして議案第７号でございますが、これも写真にありますように、相当、木が生えておりまして、そこが山林化しておりまして、これも止むを得ないだろうというような判断でございます。
　議案第８号でございますが、これも既に道ができておりまして、これもこのとおりで仕方ないだろうと思います。
　議案第９号でございますが、これも勝手口として使っておりますので、これもこのとおりでございまして、止むを得ないと思います。

以上でございます。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

細川和美委員　議案第１０号ですけども、９月１３日に全員で見てまいりました。既に農業用倉庫として利用しており、宅地いうことで、一応認めたいと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第３号から第１０号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　ないようですので、それでは、議案第３号から第１０号につきましてお諮りします。議案第３号から第１０号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第３号から第１０号を原案のとおり認めることと致します。
続きまして、日程第４　農地法第４条に基づく申請審議について、会長提出議案第１１号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局　農地法第４条に基づく申請審議について、ご説明します。
今月の４条の案件は１件ございまして、面積にして２７３㎡、１筆です。議案書４ページからでございます。
会長提出議案第１１号についてご説明します。申請人、●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目、雑種地、地積２７３㎡。転用目的、貸農作業場兼農機具置場。工事着完予定年月日、平成２年２月４日から平成２年４月３０日。農地区分、第２種農地。無断転用是正の申請案件です。資料は２１から２２ページで、位置図を２１ページに掲載しています。
申請地は、●●●●●●●の南東約１．６㎞に位置しております。申請人の亡父が平成２年頃に申請地を農業用の作業場や農機具置場として利用するに当たり、転用許可を受けずに造成しておりました。このたび近隣の農地を耕作している農業者への貸農作業場兼農機具置場として利用するため、無断転用を解消する転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）　事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
●●地区代表委員から報告をお願いします。

眞田幸隆委員　議案第１１号ですが、１５日に現場のほうを確認してまいりました。現状はもう花崗土が敷かれており、農地を無断転用されたということは見られました。それから事務局の説明のとおり、今後において農作業の作業場、それから農機具の置場として利用するということで、申請は止むを得ないと思われます。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第１１号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　ないようですので、議案第１１号につきましてお諮りします。議案第１１号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、第１１号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
続きまして、日程第５　農地法第５条に基づく申請審議について、会長提出議案第１２号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局　農地法第５条に基づく申請審議について、ご説明します。
今月の５条の案件は１件ございまして、面積にして４５６㎡、１筆です。議案書５ページからでございます。
会長提出議案第１２号についてご説明します。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目、雑種地、地積４５６㎡。転用目的、樹木等商品育成・展示場用地。工事着完予定年月日、令和３年１２月１日から令和３年１２月３１日。権利、使用貸借件設定、農地区分、第２種農地。本年６月に農振除外の審議をした申請案件です。資料は２３から２４ページで、位置図を２３ページに掲載しています。
申請地は●●●●●の西約１㎞に位置しております。譲受人は令和３年１２月頃に、経営しているさぬき市の営業所から近い申請地を樹木等商品の育成及び商談客への展示場として利用するに当たり、転用許可を受けずに造成

| | |
|---|---|
| | していたため、このたび無断転用を解消する転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。<br>以上です。 |
| 議長（会長） | 事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。<br>●●地区代表委員からお願いします。 |
| 細川和美委員 | 議案第１２号ですけども、これ先月も出ていた案件ですけども、１３日に一応、改めて全員で見てまいりました。●●さん自身が●●●の代表であり、樹木等商品の育成・展示場ということで、無断転用是正になっておりますので仕方ないかなと思いますので、よろしくお願いします。<br>以上です。 |
| 議長（会長） | 地区代表委員の報告が終わりました。議案第１２号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。 |
| 全委員 | 「質疑なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | ないようですので、議案第１２号につきましてお諮りします。議案第１２号について異議ありませんか。 |
| 全委員 | 「異議なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | それでは、議案第１２号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。<br>続きまして、日程第６　農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第１３号を議題とし、上程致します。なお、今月の議案で、議案書の整理番号１１番から３４番が●●委員、２１番から２２番が●●委員、７２番から７４番が●●委員、１０４番から１０５番が●の除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。<br>それでは、事務局から説明を求めます。 |
| 事務局 | 会長提出議案第１３号についてご説明いたします。議案書６ページから１１ページをご覧ください。<br>農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた７８件についてご説明いたします。<br>貸付先は、個人５３件、法人２５件となっております。設定する権利の種類は、使用貸借権７７件、賃借権１件で、賃借権１件の内訳は２，０００円 |

| | |
|---|---|
| | が１件となります。期間は、３年が４件、６年が１５件、８年９か月が１件、１０年が５６件、１５年が２件となっております。<br>　利用内容については、水稲、麦、露地野菜、飼料用作物となっております。地域計画の区域については、●●地区１件、●●地区１４件、●●地区２件、●●地区７件、●●地区２件、●●地区９件、●●地区１９件、●●地区１５件、●●地区２件、●●地区７件となっております。<br>　以上です。 |
| 議長（会長） | 　説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本議案につきましては件数が多く、時間もかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等がある場合は整理番号を指定の上、発言をお願い致します。 |
| 全委員 | 「質疑なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | 　ないようですので、それでは、議案書の整理番号１１番から３４番、７２番から７４番、１０４番から１０５番を除く議案第１３号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。 |
| 全委員 | 「異議なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | 　それでは、議案書の整理番号１１番から３４番、７２番から７４番、１０４番から１０５番を除く議案第１３号について原案のとおり認めることと致します。<br>　続きまして、●●委員、●●委員、●●委員、●の関係案件である議案書の整理番号１１番から３４番、７２番から７４番、１０４番から１０５番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。 |
| 議長（会長職務代理者） | 　それでは、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。<br><br>（●●委員、●●委員、●●委員、●●委員　退席） |
| 議長（会長職務代理者） | 　では、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 　会長提出議案第１３号についての委員さんの案件は２９件で、権利の種類は使用貸借権が２７件、賃借権２件で、賃借権２件の内訳は５，０００円が２件となります。期間は１０年が２９件となっております。利用内容については、水稲、麦、露地野菜となっております。地域計画の区域は、●●地区２７件、●●地区２件となっております。<br>　以上です。 |
| 議長（会長職務 | 　説明が終了致しました。質疑はありませんか。 |

| | |
|---|---|
| 代理者）<br>全委員 | 「質疑なし」との声あり。 |
| 議長（会長職務代理者） | ないようですので、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。 |
| 全委員 | 「異議なし」との声あり。 |
| 議長（会長職務代理者） | では、異議なしということで、原案のとおり承認致します。<br>退席されている●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。<br><br>（●●委員、●●委員、●●委員、●●委員　着席） |
| 議長（会長） | それでは、日程第７　農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第１４号を議題とし、上程致します。<br>それでは、事務局から説明を求めます。 |
| 農林水産課 | 農林水産課の鎌野といいます。それと森です。どうぞよろしくお願いします。<br>まずですけども、農業経営改善計画の認定に関しましては、必要な事項を定めて、改善計画の認定手順を円滑にし、認定農業者の育成に資することを目的とする「さぬき市農業経営改善計画認定要綱」がございます。<br>その中の第５条において、計画書の提出があった場合は内容等を確認しまして、市農業委員会に諮問させていただいております。<br>市農業委員会におかれましては、市長の諮問に応じ、計画等の内容等を検討いただき、意見を頂戴するという流れになっておりますので、よろしくお願いします。<br>それでは、農業経営改善計画認定申請書のご確認をよろしくお願いします。<br>今から説明させていただきます案件は令和３年１０月１日に認定となり、５年の経過がありますことから、次の５年に向けての継続認定となります。<br>申請者は●●●●さんです。住所はさぬき市●●●●●●●番地です。生年月日は昭和●●年●月●●日です。<br>①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（１）営農類型としましては、肉用牛になります。<br>②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としましては、（１）肥育牛（和牛）について、飼育頭数２２０頭、生産量１２０頭、肥育牛（Ｆ１）飼育頭数１４頭、生産量５頭ですが、５年後は飼育頭数２２０頭、生産量１２０頭で変更なく、肥育牛（Ｆ１）は飼育頭数２０頭、生産量１０頭に増やします。<br>続いて、（３）農用地及び農業生産施設については、ア）の農用地で、所 |

| | |
|---|---|
| | 有地の現状、田は５６ａで、５年後までに変更はありません。<br>次に、イ）の農業生産施設については、牛舎（一部改修）の現状１０棟３，５００㎡で、５年後までに変化はありません。<br>次に、堆肥舎の現状１棟５００㎡で、５年後までには変化はありません。<br>今後の取組としましては、Ｆ１の飼育頭数、出荷頭数を増やし、所得の向上を目指します。また、農業制度資金等を活用し資本装備の充実を図ります。現状の年間所得１，４８３万円のところ、５年後１，５２５万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願いします。 |
| 議長（会長） | 事務局の説明が終了致しました。<br>本議案について●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項がありましたら報告をお願いします。<br>●●地区代表委員、お願いします。 |
| 細川和美委員 | ●●さんですけども、もうこの地においてずっとやられておる農業者でございますし、問題ないかと思いますので、ぜひよろしくお願いします。<br>以上です。 |
| 議長（会長） | 地区代表委員の報告が終わりました。<br>議案第１４号について質疑等がありましたら発言を認めます。 |
| 全委員 | 「質疑なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | ないようですので、議案第１４号についてお諮り致します。<br>異議ありませんか。 |
| 全委員 | 「異議なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | それでは、議案第１４号について原案のとおり承認致します。<br>続いて、日程第８　その他でございますが、事務局から何かありましたらお願いします。 |
| 事務局 | 日程第８、別途資料でホチキス留めのやつを見ていただけたらと思います。<br>先月の情報交換会でも途中経過を報告致しました●●●●●●●●●●●●の案件について、●●●●●●●●●、●●弁護士のほうに連絡しましたところ、関係資料が９月１０日付けで送られてきましたので、ご報告いたします。<br>資料については、両面コピーしたものが、１枚めくっていただいたら２枚ついております。 |

１枚目は、令和８年５月２６日付で破産管財人である●●弁護士が高松地方裁判所に対して申請した書類で、不動産及び動産売買契約解除許可申請書の写しであります。

２枚目の両面コピーのほうは、令和８年５月２８日付で●●弁護士から、●●●●●●●●●に送った解除等通知書の写しでございます。

内容につきましては、令和８年１月２０日の農業委員会定例会でお諮りした案件で、その手続が完了した後、決済に向けた準備を行っておったようです。しかしながら、●●●●●●●●●のほうが３回に及んで決済のキャンセルが続いたこと、また、弁護士からの連絡にも返答がないことから、買主である●●●●●●●●●の債務不履行は明らかであり、契約解除に至ったという内容でございます。

農業委員会におきましても、●●●●●●●●●に対して７月以降何度も電話・メールをして、８月１９日付で第３条申請の取消願いの提出依頼文を郵送しておりますが、期日までに返答がなかったことから、●●弁護士からの書面が届きました９月１０日付で第３条の取消措置を職権にて行うことをご報告いたします。

農業委員会の事務局からは以上です。

議長（会長）　何かこれについて質問ございましたら。

本件に関して、報告でございます。よろしゅうございますか。

暫時休憩します。

休　憩

議長（会長）　それでは戻ります。

事務局　来月の定例会の案内を致します。１０月２０日火曜日１時半からここで行いますので、よろしくお願い致します。

議長（会長）　農地集積専門員から何かありましたら。

農地機構　ございません。

議長（会長）　以上をもちまして、令和８年９月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。

（　２時２６分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第３条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第４条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　５番

署名委員　　６番